申し込みから入所までの流れ

① 申し込み準備
（必要書類の確認）

「申し込みに必要な書類」（P5・6参照）を入手してください。
市ホームページからもダウンロード可能です。
【配布場所】

1次募集期間中	こども未来課・須屋支所
上記以外（2次・随時募集）	こども未来課のみ

申し込み相談
（必要に応じて）

② 利用申込書の提出
（認定申請を兼ねる）

必要事項を記入し、就労証明書等の必要書類を添えて提出してください。
２号・３号認定の認定申請もこの書類で同時に行えます（P4参照）。
【提出先】
こども未来課（窓口持参または郵送）
※持参される場合は土日・祝日を除きます。

③ 審査・利用調整
（入所施設を決定）

「合志市保育所等保育実施基準」（P8 参照）に基づき、指数の高い方（保育の必要性が高い方）から順に内定・決定します。先着順ではありません。

④ 結果通知

郵送にてご自宅へ結果通知書を送付します。
「決定・内定」の場合、施設から連絡があります。
「保留」の場合、年度内は自動的に翌月以降の審査対象となります。保留通知の発送は最初の１回のみですので、大切に保管してください。

⑤ 入所
（決定・内定の場合）

各月１日から登園が始まります。児童の状況に合わせた「ならし保育」からスタートします。



受付期間

● ４月入所（1次・2次募集）

区分	受付期間	結果通知時期
１次募集（求職活動は対象外）	令和８年 11 月２日（月）～ 30 日（月）	令和9年1月中旬
２次募集（求職活動の方含む）	令和９年１月 18 日（月）～ 29 日（金）	令和9年2月中旬

※「求職活動」を理由に申し込む方は、２次募集からの受付となります。

※ 郵送の場合は締切日必着です。

⚠1次・2次募集期間中の窓口相談・申し込みは「Web 事前予約」が必要です！
混雑緩和のため、相談をご希望の方は以下より予約をお願いします。
相談予約フォーム
https://logoform.jp/form/x4hQ/1738198

● ５月以降の年度途中入所（随時募集）

入所希望月	受付期間		審査・利用調整時期		結果通知時期
	第１回目	第２回目	第１回目に申込	第２回目に申込	
5月入所	3/1 ～ 3/31		４月初旬		４月中旬
6月入所	3/1 ～ 3/31	4/1 ～ 4/30	４月初旬	５月初旬	各審査後
7月入所	4/1 ～ 4/30	5/1 ～ 5/31	５月初旬	６月初旬	
8月入所	5/1 ～ 5/31	6/1 ～ 6/30	６月初旬	７月初旬	
9月入所	6/1 ～ ~~7/31~~ 6/30	7/1 ～ 7/31	７月初旬	８月初旬	
10 月入所	7/1 ～ ~~8/31~~ 7/31	8/1 ～ 8/31	８月初旬	９月初旬	
11 月入所	8/1 ～ 8/31	9/1 ～ 9/30	９月初旬	10 月初旬	
12 月入所	9/1 ～ 9/30	10/1 ～ 10/31	10 月初旬	11 月初旬	
１月入所	10/1 ～ 10/31	11/1 ～ 11/30	11 月初旬	12 月初旬	
２月入所	11/1 ～ 11/30	12/1 ～ 12/28	12 月初旬	１月初旬	
３月入所	12/1 ～ 12/28	1/4 ～ 1/31	１月初旬	２月初旬	

※ 受付期間は土日・祝日を除きます。

※ 受付開始月（第１回目）に申請すると、翌月と翌々月の計２回審査が行われます。第２回目に申請した場合は審査が１回のみとなるため、可能な限り早めの申請をお勧めします。

申し込みの要件

1.　合志市民であること

転入予定でも申し込むことができます。ただし、申し込み時に転入予定が分かる書類の添付がない場合は審査の際に減点となります。

また、入所決定月の前月までに合志市に住民登録をしなければ入所できません。

2.　保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当すること

父母ともに、次のいずれかに該当することが必要です。

① 就労(*1)
② 妊娠・出産(出産(予定)月及び前後2ヶ月の最長５ヶ月間)
③ 保護者の疾病、障がい(*2)
④ 親族の介護・看護(*2)
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動(*3)
⑦ 就学(大学や職業訓練校などの学校に通っている場合)(*1)
⑧ 虐待や DV のおそれがあること
⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること(原則最長１年間)
⑩ その他、市長が①～⑨に類する状態と認める場合

*1 １ヶ月あたり、64 時間以上就労もしくは同程度就学している状態をいいます。月 64 時間以上就労していない場合や、職種・就労時間に相応しない収入と判断された場合は事由として認められません。
*2 入所後も5月と 11 月に状況を確認します。
*3 入所日から３ヶ月以内に就労を開始する必要があります(3ヶ月以内に就労の開始がない場合は退所)。

3.　原則、全ての未就学児童が申し込みをすること

ただし、未就学児が次の①～④に該当する際は、申し込み不要となる場合があります。

① 幼稚園等に通園する(している)場合
② 病気やケガで入院している場合
③ 病気やケガで通院しているが、通院回数が多く保育施設に通所できない場合
④ 認可保育施設以外の児童福祉施設や、勤務先の託児所等に入所している場合

■ 広域入所について(市外認可保育施設の利用)

市外の認可保育施設への申し込みは、上記の要件に加えて、次のいずれかに該当する場合に限り認められます。ただし、「求職活動中」での申し込みや、市内認可保育施設との重複申し込みはできませんのでご注意ください。

- 父母いずれかの就労先、または通勤途中の自治体である
- 里帰り出産先の自治体である
- 父母の実家がある自治体である
- 市外認可保育施設に在籍中だが卒園まで半年以内である
- 市外認可保育施設に従業員枠で入所可能である

※ 申し込み先は合志市ですが、審査は希望先の自治体が行います。合志市の要件に加え、希望先自治体の要件も満たす必要があります。自治体によっては広域入所や公立施設への申し込みを受け付けていない場合があるため、必ず事前に希望先の自治体へ確認してください。
※ 広域入所は、市内の施設と異なり、「不承諾」となった場合の継続審査はありません。再度申し込みを希望する場合は、必要書類も全て再提出していただく必要があります。
※ 希望先の自治体によっては、毎月入所審査が行われるため、年度途中で契約が終了となる場合があります。

支給認定と利用可能時間

● 支給認定について

認可保育施設等を利用するためには、児童の年齢や「保育を必要とする事由」の有無に応じた「支給認定」（利用のための認定）を受ける必要があります。認定は以下の 3 つの区分に分かれています。

2号・3号認定は、利用申込書が認定申請を兼ねていますので、別途申請する必要はありません。

※ 1 号認定は、施設へ利用申し込みを行い、内定を得た後に別途市への申請が必要となります。

認定区分	対象	利用可能な施設
1号認定 （教育認定）	満3歳以上で、幼稚園等の教育施設を希望する場合	幼稚園 認定こども園（教育部門）
2号認定 （保育認定）	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部門）
3号認定 （保育認定）	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部門） 地域型保育事業所

● 利用可能時間（保育の必要量）

認定区分に応じて、次のいずれかの時間に施設を利用できます。

認定区分	必要量区分	利用可能時間
1号認定 （教育認定）	教育標準時間	おおむね 4 時間 （各施設が定める時間帯）
2号・3号認定 （保育認定）	保育標準時間	最大 11 時間 （7 時～18 時）
	保育短時間	最大 8 時間 （各施設が定める時間帯）

※ 育児休業（産前・産後休暇を除く）及び求職活動の要件で保育施設に入所している場合は「保育短時間」での利用となります。

申し込みに必要な書類

次の書類が必要です。すべての書類が揃わなければ申し込みできません。

0. 事前確認書類(提出不要)

	確認書類	対象者
1	申し込み時の注意点について	すべての申請者
2	今年度と来年度(令和 8 年度と令和 9 年度)の入所申込を両方する方へ	該当者のみ

1. すべての申請者が提出する書類

1	新規入所申込書(兼認定申請書)			児童一人につき1枚	
2	健康状態等確認票			児童一人につき1枚	
3	家庭状況調査書			世帯で1枚	
4	「保育を必要とする事由」を証明する書類 (児童の父母それぞれ、世帯で1枚ずつ) ※各証明書は、提出日から 3 ヶ月以内に発行されたものが有効です(各種手帳等は除く)。				
	事由			提出書類	説明
	就労	就労中 就労予定	会社員など	・就労(予定)証明書(合志市のもの)	お勤め先・事業主等で証明していただきます。 ※合志市内教育・保育施設に従事する方は、「保育士等就労に関する誓約書兼証明書」もあわせてご提出ください。 月 64 時間以上就労していない場合や、職種・就労時間に相応しない収入と判断された場合は理由として認められません。
			自営業	・就労(予定)証明書(合志市のもの) ・確定申告書又は開業届(写)	
			内職	・就労(予定)証明書(合志市のもの) ※雇用先で証明できない場合、就労を証する書類及び収入額が確認できる書類	
	妊娠 出産	出産前後 (最長 5 ヶ月)		・母子手帳(写) ・求職・出産に関する誓約書	母子手帳(写)は、表紙と出産予定日が明記されたページをご提出ください。 入所期間は、出産予定月及び前後2ヶ月を基本とした最長 5 ヶ月間です。
	疾病・障がい			・診断書または障がい者手帳(写) ・申立書 A	申立書は、児童の保育ができない旨がわかる記述が必要です。
	親族の介護・看護			・診断書または障がい者手帳(写) ・申立書 A	申立書は、看護・介護の頻度等の詳しい記述が必要です。
	災害復旧			・罹災証明書 ・申立書 B	
	求職活動			・求職・出産に関する誓約書	入所後 3 ヶ月以内に就労(予定)証明書の提出がない場合は退所となります。
	就学			・在籍証明書(保護者用) ※予定の場合は合格通知 ・時間割(写)	在学の期間 1 ヶ月間の就学日数・時間の分かるものが必要です。
	その他			こども未来課までご相談ください。	

2. 未就学のきょうだいがいる場合に提出する書類

きょうだいの状況	提出書類
幼稚園や認可外保育園に通園中（予定）	在籍証明書（児童用）
病気等により入所できない	診断書または障がい者手帳（写）

3. 合志市に転入予定の場合に提出する書類

状況	提出書類
家を新築もしくは購入、賃貸を契約	工事請負契約書（写）・建築証明書（写）・賃貸借契約書（写）等
合志市にある世帯に同居する	同意書 ※合志市内の同居先（入居予定先）の世帯主より、受け入れの同意を得た証明を受けてください

4. その他必要に応じて提出する書類

状況	提出書類
在宅障がい者がいる世帯	障がい者手帳（写）・特別児童扶養手当受給者証（写） 障害基礎年金等の受給者証（写） 等
ひとり親世帯に準ずる世帯（別居かつ離婚調停中）	・期日呼出状（写） 等 ・申立書 B
父母のいずれかが、単身赴任等により海外に住所がある	前年分の給与証明書 等 ※前々年分のものが必要な場合もあります

▼ 各書類は合志市のホームページからダウンロード可能です！

